



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成29年12月 1 日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 48 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則及び新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)

規 則

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則及び新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米山 隆一

**新潟県規則第48号**

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則及び新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)を当該移動別記様式に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則</u></p>	<p>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p><b>第1条</b> この規則は、<u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例</u>(平成20年新潟県条例第16号。以下「条例」という。)第2条から第4条まで、第6条及び第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><b>第1条</b> この規則は、<u>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例</u>(平成20年新潟県条例第16号。以下「条例」という。)第2条第1項、第3条及び第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(不均一課税又は課税免除の基準)</p>	<p>(課税免除基準)</p>
<p><b>第2条</b> 条例第2条から第4条までの規則で定める基準は、<u>承認地域経済牽引事業又は施設が公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであることとする。</u></p>	<p><b>第2条</b> 条例第2条第1項に規定する基準は、<u>次のとおりとする。</u></p>
	<p>(1) <u>施設の設置が、当該地域における雇用の増大及び安定等地域社会の発展に寄与するものであること。</u></p>
	<p>(2) <u>施設が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な</u></p>

2 条例第2条及び第3条の規則で定める承認地域経済牽引事業者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 承認地域経済牽引事業者である個人であつて、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 不均一の課税の措置を受けようとする年に係る所得金額が、次の算式によって計算した額以上であること。

$$A/B \times C \times 1.05$$

算式の符号

A 条例第3条の減価償却資産を事業の用に供した日の属する年の前年以前5年内の各年に係る所得金額（当該金額が零に満たない場合には、零）の合計額

B 条例第3条の減価償却資産を事業の用に供した日の属する年の前年以前5年内の各年において事業を行った月数

C 不均一の課税の措置を受けようとする年において事業を行った月数

イ 条例第3条の減価償却資産を事業の用に供した日の属する年の前年以前5年内の各年において所得金額がないこと。

(2) 承認地域経済牽引事業者である法人であつて、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 不均一の課税の措置を受けようとする事業年度に係る所得金額又は収入金額が、次の算式（当該算式によることが適当でないとして知事が定める場合には、知事が定める算式）によって計算した額以上であること。

$$A/B \times C \times 1.05$$

算式の符号

A 条例第2条又は第3条の減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日前5年以内に終了した各事業年度（以下「算定対象の各事業年度」という。）に係る所得金額（当該金額が零に満たない場合には、零）又は収入金額の合計額

B 算定対象の各事業年度において事業を行った月数

C 不均一の課税の措置を受けようとする事業年度において事業を行った月数

措置を講じているものであること。

イ 算定対象の各事業年度において所得金額又は収入金額がないこと。

3 前項の月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)

**第3条** 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。)、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額

$$\frac{A \times B}{C}$$

算式の符号

A 県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額

B 当該承認地域経済牽引事業に係る固定資産の価額

C 当該承認地域経済牽引事業者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

(2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額  $A \times \frac{B}{C}$

算式の符号

A 県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額

B 当該承認地域経済牽引事業に係る軌道の延長キロメートル数

C 当該承認地域経済牽引事業者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

(3) 前2号以外の業種に係る所得金額又は収入金額  $A \times B / C$

算式の符号

A 県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額

B 当該承認地域経済牽引事業に係る従業者の数

C 当該承認地域経済牽引事業者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

3 条例第8条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる規定(以下「離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定」という。)の適用を受けた者に係る各事業年度又は各年における第1項の規定の適用については、同項第1号及び第3号中「年に係る所得金額又は収入金額」とあるのは「年に係る所得金額又は収入金額(離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける所得金額又は収入金額を除く。)」と、同項第1号中「固定資産の価額」とあるのは「固定資産の価額(離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける固定資産の価額を除く。)」と、同項第2号中「年に係る所得金額」とあるのは「年に係る所得金額(離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける所得金額を除く。)」と、「軌道の延長キロメートル数」とあるのは「軌道の延長キロメートル数(離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける軌道の延長キロメートル数を除く。)」と、同項第3号中「従業者の数」とあるのは「従業者の数(離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける従業者の数を除く。)」とする。

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)

**第4条** 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を

(課税免除の申請)

**第3条** 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。

所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人 県民 税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	法人県民税及び事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）（別記第1号様式） 法人県民税及び事業税不均一課税申告書（予定）（別記第2号様式）
法人 事業 税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	
個人 事業 税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	個人事業税不均一課税申請書（別記第3号様式）
不動 産取 得税	(略)	不動産取得税課税免除申請書（別記第4号様式）
固定 資産 税	(略)	固定資産税課税免除申請書（別記第5号様式）

2 地域振興局長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、不均一の課税の措置又は課税の免除の措置の可否を決定し、その旨を書面に

不動 産取 得税	(略)	不動産取得税課税免除申請書（別記第1号様式）
固定 資産 税	(略)	固定資産税課税免除申請書（別記第2号様式）

2 地域振興局長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

より申請者に通知するものとする。

(承継)

**第5条** 合併その他の理由により、承認地域経済牽引事業者から承認地域経済牽引事業を承継した者が条例第2条から第5条までに規定する措置を受けようとするときは、事業を承継した日から30日以内に、別記第6号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。  
(この規則の失効に伴う経過措置)
- 3 条例附則第3項又は第4項の規定によりなおその効力を有することとされる条例の規定に基づく第2条から第5条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

**第4号様式 (第4条関係)**

不動産取得税課税免除申請書

(略)

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

(略)

注 次の書類を添付すること。

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類及び承認申請書の写し
- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

(承継)

**第4条** 合併その他の理由により、施設を新設し、又は増設した者から当該施設に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する奨励措置を受けようとするときは、事業を承継した日から30日以内に、別記第3号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**別記**

**第1号様式 (第3条関係)**

不動産取得税課税免除申請書

(略)

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

(略)

注 次の書類を添付すること。

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による企業立地計画の承認を受けたことを証する書類
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

- 6 (略)
- 7 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条に規定する対象施設に係る所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に掲げる家屋又は構築物の取得価額の合計額を証する書類
- 8 その他地域振興局長が必要と認める書類

**第5号様式(第4条関係)**

固定資産税課税免除申請書

(略)

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、固定資産税の課税免除を申請します。

(略)

注 次の書類を添付すること。

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類及び承認申請書の写し
- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し
- 3 大規模償却資産の位置図及び配置図
- 4 (略)
- 5 その他地域振興局長が必要と認める書類

(略)

**第6号様式(第5条関係)**

事業承継届

(略)

下記のとおり承認地域経済牽引事業を承継したので、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

- 5 (略)
- 6 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例第2条第1項に規定する対象施設を設置したことを明らかにする書類
- (1) 所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる家屋又は構築物の取得価額の合計額を証する書類
- (2) その他地域振興局長が必要と認める書類

**第2号様式(第3条関係)**

固定資産税課税免除申請書

(略)

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、固定資産税の課税免除を申請します。

(略)

注 次の書類を添付すること。

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による企業立地計画の承認を受けたことを証する書類
- 2 (略)

(略)

**第3号様式(第4条関係)**

事業承継届

(略)

下記のとおり施設に係る事業を承継したので、新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。



記	記
1 <u>承認地域経済牽引事業</u> の名称	1 <u>施設</u> の名称
2 <u>承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称及び所在地</u>	2 施設の所在地
3～5 (略)	3～5 (略)
(略)	6 <u>承継後の施設の業種、内容及び能力</u> (略)

**第2条** 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。  
附則の次に次の3様式を加える。

別記

第1号様式(第4条関係)

		整理番号 ※		管理番号 ※						
付 受 ○ 印  年 月 日 地域振興局長 様	※ 処 理 事 項	発信年月日		確認欄						
		通信日付印	確認印		担当					
		年 月 日								
		所在地	事業種目							
		法人名	資本金の額又は 出資金の額		円					
		代表者 氏名印	㊟	この申告に应答する 係及び担当者氏名印						
		経理責任者 氏名印	㊟	電話番号						
		県民税 法人 不均一課税申告書 事業税		(中間 確定 修正)						
		年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分								
県 民 税  (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(ア)		円					
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(イ)		円					
	法人税割額(ア)又は(イ)×( /100)		(ウ)		円					
	既に納付の確定した当期分の法人税割額		(エ)		円					
	この申告により納付すべき法人税割額		(ウ)-(エ)		円					
事 業 税  税	新潟県分の所得金額の総額		円		新潟県分の収入金額の総額	円				
	摘 要	新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等		新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例		その他の部分		納付すべき 税額 (オ)+(カ) +(キ)		
		課税免除又は 不均一課 税適用部分 の課税標準	税率	税 額	不均一課税 適用部分の 課税標準	税率	税 額		課税標準	税率
	所 得 割	年400万円以下の金額								
		年400万円を超え年800万円以下の金額								
		年800万円を超える金額								
		合 計								
		軽減税率不適用法人の金額								
	付 加 価 値 割									
	資 本 割									
収 入 割										
事 業 税 額 計			(オ)			(カ)		(キ)	(ク)	
既に納付の確定した当期分の事業税額								(ケ)		
この申告により納付すべき事業税額								(ク)-(ケ)		
不均一課税の適用年度		第 年度		事業の用に供した日		年 月 日				

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

## 2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (3) 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。
- (4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (5) 「新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等」の「課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準」欄、「新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例」の「不均一課税適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表の②、⑦及び⑧欄の課税標準を移記すること。
- (6) 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

## 3 添付書類

- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定による地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類及び承認申請書の写し
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し
- (3) 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得したことを証する書類
- (4) 施設の位置図及び平面図並びに設備の配置図
- (5) その他地域振興局長が必要と認める書類

(裏)

付表

## 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名										
区 分	事業の用に供した日	所得割又は収入割													
		固定資産の 価額、軌道 延長又は従 業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額			年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の金 額若しくは収入金額			計			
			課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 額		
総 額 ①			円		円		円		円		円		円		円
新潟県離島振興対策実施地域に おける工場等の誘致等に関する 条例等による課税免除又は不均 一課税の適用部分 ②	年 月 日														
その他の部分 ③															
合 計 ④															

		事業年度	：	：	法人名										
区 分	事業の用に供した日	所得割又は収入割													
		固定資産の 価額、軌道 延長又は従 業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額			年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の金 額若しくは収入金額			計			
			課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 額		
その他の部分 ③			円		円		円		円		円		円		円
新潟県地域経済牽引 事業の促進のための 奨励措置に関する条 例による不均一課税 の適用部分	⑤	年 月 日													
	⑥	年 月 日													
	小 計 ⑦														
その他の部分 ⑧															
合 計 ⑨															
備 考															

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

## 記入上の注意

- 1 所得を課税標準とする事業と収入金額を課税標準とする事業を併せ行う法人については、所得を課税標準とする事業に係る部分と収入金額を課税標準とする事業に係る部分とを別葉に記載すること。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㊸欄を除く。）又は「収入割」欄（㊹欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、それぞれ「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

第2号様式(第4条関係)

		整理番号	※		管理番号	※				
受 付 印 ○ 年 月 日 地域振興局長 様	※ 処	発信年月日		確認欄		精査	台帳			
	理	通信日付印	確認印		担当	検算	登載			
	事	年月日								
	所在地	事業種目								
	法人名	資本金の額又は出資金の額		円						
	代表者氏名印	この申告に回答する係及び担当者氏名印		係						
	経理責任者氏名印	電話番号		係						
法人 県民税 不均一課税申告書(予定) 事業税 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分										
この申告の期間	前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額(法人税割額)(注)	納付すべき県民税額(法人税割額)(注)	前事業年度の事業税額	納付すべき事業税額					
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円					
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の明細書										
県民税(注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(ア) 円						
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(イ) 円						
	法人税割額(ア)又は(イ)×( /100)			円						
事業税	摘要	新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等		新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例		その他の部分		合計事業税額 (ウ)+(エ)+(オ)		
		課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額		課税標準	税率
	所得割	年400万円以下の金額								
		年400万円を超え年800万円以下の金額								
		年800万円を超える金額								
		合計								
	税	軽減税率不適用法人の金額								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
	事業税額計		(ウ)		(エ)		(オ)	(カ)		

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。  
 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社  
 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

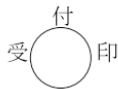
注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「納付すべき県民税額（法人税割額）」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した県民税法人税割額を記入すること。
- (3) 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)

第3号様式(第4条関係)



個人事業税不均一課税申請書

納税義務者	住所			屋号	
	ふりがな氏名			電話番号	
施設又は設備	名称			業種	
	所在地				
	事業の用に供した日	年月日	年月日	年月日	
所得金額の総額	円	期末現在の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数			
固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数の内訳				
	新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分	新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分		その他の部分	
備考					

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、個人事業税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請人  
住所  
氏名 ㊟

注 次の書類を添付すること。

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類及び承認申請書の写し
- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し
- 3 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得したことを証する書類
- 4 施設の位置図及び平面図並びに設備の配置図
- 5 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し
- 6 所得税法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し又は同法第120条第4項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し
- 7 その他地域振興局長が必要と認める書類



(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

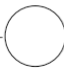
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p><b>第6条</b> 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。</u>以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 <math>A \times B / C + D \times E / F</math> 算式の符号 A～F（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 条例第8条第2項又は第3項の規定により、<u>同条第1項第2号から第4号まで又は第6号</u>に掲げる規定（以下「離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定」という。）の適用を受けた者に係る各事業年度又は各年における第1項の規定の適用については、同項第1号中「」の価額のうち電気供給業及びガス供給業以外の事業に係る固定資産の価額」とあるのは「」の価額のうち電気供給業及びガス供給業以外の事業に係る固定資産の価額（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける固定資産の価額を除く。）」と、「事業用家屋に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業に係る固定資産の価額」とあるのは「事業用家屋に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業に係る固定資産の価額（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける固定資産の価額を除く。）」と、同項第2号中「事業用家屋に係る従業者の数」とあるのは「事業用家屋に係る従業者の数（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける従業者の数を除く。）」とする。</p> <p><b>第3号様式</b>（第7条関係） 個人事業税不均一課税申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新潟県離島振興対策実施地域にお</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">新潟県産業立地を促進するための県</td> </tr> </table>	(略)		新潟県離島振興対策実施地域にお	新潟県産業立地を促進するための県	<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p><b>第6条</b> 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 <math>A \times B / C + D \times E / F</math></p> <p style="text-align: center;">算式の符号 A～F（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 条例第8条第2項の規定により、<u>同条第1項第2号又は第4号</u>に掲げる規定（以下「離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定」という。）の適用を受けた者に係る各事業年度又は各年における第1項の規定の適用については、同項第1号中「」の価額のうち電気供給業及びガス供給業以外の事業に係る固定資産の価額」とあるのは「」の価額のうち電気供給業及びガス供給業以外の事業に係る固定資産の価額（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける固定資産の価額を除く。）」と、「事業用家屋に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業に係る固定資産の価額」とあるのは「事業用家屋に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業に係る固定資産の価額（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける固定資産の価額を除く。）」と、同項第2号中「事業用家屋に係る従業者の数」とあるのは「事業用家屋に係る従業者の数（離島振興対策実施地域工場等誘致等条例等の各規定の適用を受ける従業者の数を除く。）」とする。</p> <p><b>第3号様式</b>（第7条関係） 個人事業税不均一課税申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新潟県離島振興対策実施地域にお</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">不均一課税の適用部分</td> </tr> </table>	(略)		新潟県離島振興対策実施地域にお	不均一課税の適用部分
(略)									
新潟県離島振興対策実施地域にお	新潟県産業立地を促進するための県								
(略)									
新潟県離島振興対策実施地域にお	不均一課税の適用部分								

<p>る工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分</p>	<p>税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分</p>	<p>る工場等の誘致等に関する条例等による課税免除の適用部分</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>注 次の書類を添付すること。</p>		<p>注 次の書類を添付すること。</p>	
<p>1 (略)</p>		<p>1 (略)</p>	
<p>2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類</p>		<p>2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類</p>	
<p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し</p>		<p>(1) 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し</p>	
<p>(2)～(5) (略)</p>		<p>(2)～(5) (略)</p>	

第4条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。  
別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式 (第7条関係)

		整理番号	※			管理番号	※					
受 付 印  年 月 日 地域振興局長 様		※ 処	発信年月日		確 認 欄			精査 検査	台帳 登載			
		理	通信日付印	確認印			担当					
		事	年 月 日									
		所在地	事業種目									
		法人名	資本金の額又は 出資金の額			円						
		代表者 氏名印	この申告に 係及び担当者 氏名印			係						
		経理責任者 氏名印	電話番 号			係						
		法人 県民税 不均一課税申告書 事業税			中 間 確 定 修 正							
		年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分										
県 民 税  (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(ア)			円						
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(イ)			円						
	法人税割額(ア)又は(イ)×( /100)		(ウ)			円						
	既に納付の確定した当期分の法人税割額		(エ)			円						
	この申告により納付すべき法人税割額		(ウ) - (エ)			円						
事 業 税	新潟県分の所得金額の総額		円			新潟県分の収入金額の総額		円				
	摘 要	新潟県離島振興対策実施地 域における工場等の誘致等 に関する条例等 課税免除又は不均一課 税適用部分 の課税標準	新潟県産業立地を促進する ための県税の特例に関する 条例		新 潟 県 産 業 立 地 を 促 進 す る た め の 県 税 の 特 例 に 関 す る 条 例			そ の 他 の 部 分			納付すべき 税額 (オ)+(カ) +(キ)	
			税率	税 額	税率	税 額	税率	税 額	税率	税 額		
	所 得 割	年400万円以下の金額										
		年400万円を超え年800万円以下の金額										
		年800万円を超える金額										
	税	合 計										
		軽減税率不適用法人の金額										
		付 加 価 値 割										
		資 本 割										
	収 入 割											
	事 業 税 額 計		(オ)		(カ)		(キ)		(ク)			
既に納付の確定した当期分の事業税額		(ケ)										
この申告により納付すべき事業税額		(ク) - (ケ)										
不均一課税の適用年度		第 年度		事業の用に供した日			年 月 日					

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

## 2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (3) 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。
- (4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (5) 「新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等」の「課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準」欄、「新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例」の「不均一課税適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表の②、⑦及び⑧欄の課税標準を移記すること。
- (6) 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

## 3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
  - ア 法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる設備の取得価額の合計額が1億円を超えていることを証する書類
  - イ 増加する雇用者が3人以上であることを証する書類
  - ウ その他地域振興局長が必要と認める書類

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名									
区 分	事業の用に供した日	所得割又は収入割												
		固定資産の 価額、軌道 延長又は従 業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額			年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の金 額若しくは収入金額			計		
			課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 額	
総 額 ①			円		円		円		円		円		円	
新潟県離島振興対策実施地域 における工場等の誘致等に関 する条例等による課税免除又 は不均一課税の適用部分 ②	年 月 日													
その他の部分 ③														
合 計 ④														

		事業年度	・	・	法人名									
区 分	事業の用に供した日	所得割又は収入割												
		固定資産の 価額又は従 業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額			年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の金 額若しくは収入金額			計		
			課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 額	
その他の部分 ③			円		円		円		円		円		円	
新潟県産業立地を促 進するための県税の 特例に関する条例に よる不均一課税の適 用部分 ⑤	年 月 日													
⑥	年 月 日													
小 計 ⑦														
その他の部分 ⑧														
合 計 ⑨														
備 考														

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

## 記入上の注意

- 1 所得を課税標準とする事業と収入金額を課税標準とする事業を併せ行う法人については、所得を課税標準とする事業に係る部分と収入金額を課税標準とする事業に係る部分とを別業に記載すること。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㊸欄を除く。）又は「収入割」欄（㊸欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってそれぞれあん分して記入すること。  
この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

第 5 号 様 式 ( 第 7 条 関 係 )

		整理番号	※		管理番号	※				
受 付 印 ○	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		確 認 欄		精査 検算	台帳 登載			
		通信日付印	確認印		担当					
		年 月 日								
年 月 日  地域振興局長 様	所 在 地				事 業 種 目					
	法 人 名				資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	円				
	代 表 者 氏 名 印	Ⓢ			この申告に回答する係及び担当者氏名印	係 Ⓢ				
	経 理 責 任 者 氏 名 印	Ⓢ			電 話 番 号					
法人 県民税 不均一課税申告書(予定) 事業税 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分										
この申告の期間	前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額(法人税割額)(注)	納付すべき県民税額(法人税割額)(注)	前事業年度の事業税額	納付すべき事業税額					
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円					
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の明細書										
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				(ア)	円				
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				(イ)	円				
	法人税割額(ア)又は(イ)×( /100)					円				
事 業 税	摘 要	新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等		新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例		その他の部分		合計事業税額 (ウ)+(エ)+ (オ)		
		課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準	税率	税 額	不均一課税適用部分の課税標準	税率	税 額		課税標準	税率
	所 得 割	年400万円以下の金額								
		年400万円を超え年800万円以下の金額								
		年800万円を超える金額								
		合 計								
	税	軽減税率不適用法人の金額								
		付 加 価 値 割								
		資 本 割								
		収 入 割								
事業税額計			(ウ)		(エ)		(オ)	(カ)		

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「納付すべき県民税額（法人税割額）」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した県民税法人税割額を記入すること。
- (3) 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。